

1. 件名：「大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（1，2号炉 クリアランス制度適用）に係る事業者ヒアリング（1）」
2. 日時：令和3年7月8日（木） 13時40分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門  
戸ヶ崎安全規制調整官※、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、  
宮嶋安全審査官、藤川安全審査官  
  
関西電力株式会社  
原子力事業本部 原子力発電部門 放射線管理グループ マネジャー 他6名※
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：  
・大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁のミキヤです。それでは大飯の保安規定クリアランスに係る保安規定の変更認可申請、
0:00:11	のヒアリングを始めたいと思いますので資料の確認等、それから御説明のほうをお願いします。
0:00:19	代弁力のハニューで来て、
0:00:23	それでは大飯は金相原子力施設保安規定変更認可申請 12 号炉クリアランス制度適用について御説明させていただきます。
0:00:33	本日御説明する資料につきましては、大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書、審査資料となります。
0:00:45	次のページをお願いします。
0:00:49	本案件聞きました、クリアランス制度適用のための変更となります。
0:00:55	後程別の資料にて詳細を御説明させていただきます。
0:00:59	次のページをお願いいたします。
0:01:07	本資料の構成ですけれども、ご覧の通りとなっております。
0:01:12	それでは添付資料 1 を用いまして等詳細を御説明させていただきます。
0:01:18	関西電力のジョウコと申します。それではですね添付資料 1 で今回の方 12 号炉クリアランス制度の適用に伴います原子炉施設保安規定変更認可申請の内容について御説明させていただきます。
0:01:34	資料のほうめくっていただきたい。
0:01:37	いまして、4 ページの列やっぱり今回の確認書クリアランス制度の適用の概要についてですけれども、亡放射能濃度が十分低い放射性固体廃棄物はですね、放射性物質として扱う必要のないものとしまして、
0:01:53	A部測定評価方法の認可及び確認を経て一般の産業廃棄物として再利用または処分する制度となっております。今回の保安規定の申請範囲につきましては、資料真ん中のA-Aと赤の点線で囲っている範囲となっております。
0:02:11	東邦作業の確認対象物の測定評価保管管理について保安規定に定めを定めるという内容になってまして、こちらは第 I 段階の申請でありますクリアランスの認可申請の方で決めました。測定評価の方法及び保管管理について。
0:02:31	保安規定に定めるという内容となっております。続きまして調べて、
0:02:37	いただいて 5 ページ目ですね、5 ページ目につきましては、今回そのクリアランス処理を行おうとする指定しております放射能など確認対象物の種類について説明しているページとなります。まず今回の放射能濃度確認物の種類としましては
0:02:54	2005 年度に解体別居しました大飯 12 号炉の燃料取替燃料取替用水タンクとなっております。投入量が約 74 がいせんです高のものでございます。
0:03:06	本社のモードカードに飛翔物の保管状況としましては 2005 年度に別居解体した後ですね、容器に封入しまして、廃棄物庫及び発電所構内の廃棄物の保管廃棄しているという状況となっております。

0:03:24	続きまして、放射能濃度確認対象物の汚染状況についてですけれども、こちらにつきましては第 I 段階の申請でございますクリアランスの認可申請の方で部位ごとに汚染の偏在がなく、かつ補正の通りはクリアランスの基準を満足していることが確認済みとなっております。
0:03:44	続きまして資料 6 ページ目になります。6 ページ目はですね大飯発電所クリアランス制度適用に係る工程想定ですけれどもオーケーとなっております。まず第 I 段階の申請でございます。多い。
0:04:02	クリアランス認可申請の状況につきましては、2020 年、20、2020 年 6 月 15 日に認可申請を行いまして、その後 2 回補正に会計補正申請を行い、先月 6 月 16 日に認可をいただいたという状況となっております。
0:04:21	このような人開口かけ手続きといたしましては、クリアランス制度を適用する上で必要な保安管理措置を経験するためのファームウェア変更認可申請と、あとはホウ酸の濃度確認対象物の確認申請、
0:04:38	この二つが残っております、保安規定の変更認可申請につきましては 7 月 1 日に申請させていただきます。確認申請につきましては 2022 年度に実施する予定となっております。
0:04:53	続きまして、資料 7 ページ目で 7 ページ目が今回の放射能濃度確認対象物の管理方法についてになります。まずですね放射能濃度の確認対象物につきましては、発電所の廃棄物庫内で保管管理しております、
0:05:13	その後補修現金たびあのほうまで運搬しまして、補修点検建屋内で分別切断放射能濃度の測定で放射能濃度の測定合計クリアランスの基準を満足するというふうになったものにつきましては、物品持ち出しを行いまして、
0:05:32	物品持ち出しの基準を満足したものは保管容器に封入して再度廃棄物を内に設定しております。確認待ちエリアのほうまで運搬しまして、保管管理すると管理方法となっております。これらの内容につきまして、
0:05:52	この規定に定めるとともにですね、また各エリアについては追加的な汚染の防止、及び異物の混入防止を実施することにしておりましてこれらの業務につきまして保安規定及び社内標準に
0:06:08	反映するという内容となっております。
0:06:12	続きまして資料 8 ページになります。
0:06:17	8 ページ目が、本理系の変更認可申請の内容となります。
0:06:23	まず今回の申請対象割合め 1 号炉及び 2 号炉の運転中 2005 年度に解体撤去しました燃料取替用水タンクでございますけれども、大飯発電所原子炉施設保安規定第 2 編、廃止措置段階の発電用現象施設編は、
0:06:43	大飯 12 号炉及び 2 号炉に係る保安措置を定めておりますので、今回のクリアランス制度適用に係るわからん規定変更につきましては、第 2 編に定めることとしてございます。続いて、警報案件を危惧さ基準においてはですね。
0:07:00	第 I 段階の申請でございますクリアランスの認可申請で記載された内容を満足するように確認を票とするものに含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行いまして、適切に取り扱う。

0:07:17	ことが定められていることというのが保安規定の審査基準に要求されておりますので、以下の表に記載してございます内容を保安規定に定めることとしてございます。
0:07:32	づいて資料 9 ページ目になります。9 ページ目は今回の方案放射能濃度確認対象物の取り扱い及び管理のフロー並びに保安規定に定める保安規定の倒壊定める概要を記載して御
0:07:52	出ます。次の管理の基本フローにつきましては資料の左半分に記載してございますけれども、まずA廃棄物庫からですね、放射能濃度確認対象物を取り出しまして、その後の保守点検建屋内に運搬しまして、放射能濃度確認対象。
0:08:12	乙の分別切断を行います。その後補修店舗なり補修点検建屋内の放射能濃度測定エリアまで運搬しまして、実際に放射能濃度の測定を行う行いますと放射能濃度の測定の結果ですね。ええとクリアランスの判断基準を満足すると。
0:08:32	ということが確認できましたら、物品配置して持ち出し物品持ち出し測定町エリアのほうまで運搬しまして表面汚染の測定を行い、持ち出し基準を満足することを確認した上で、
0:08:47	保管容器に収納しまして、その後A廃棄物庫のほうで保管廃棄物庫内に設定しました官邸確認待ちエリアのほうで保管管理するというフローとなっております。右半分に今回の保安規定に記載しますけれども、保安規定に定め、
0:09:07	それ基本概要を記載してございます。まず放射能濃度確認対象物の取り扱いに関して、管理すべき全般の事項を第 179 条の 3 第 1 項として定めていることとしてございます。
0:09:23	内容につきましては後者のほうの確認対象物の保管管理放射能の測定消火要員に対する教育訓練、これは三つの内容を定めることとしてございます。
0:09:37	続きまして、第 2 項といたしまして、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価前の保管管理について、分別切断へ記録と照合することを異物の混入防止へ保管状況の確認。
0:09:55	これら三つの内容を保安規定のほうに定めることとしてございます。最後に第 3 項といたしまして、放射能濃度確認対象物の測定及び評価並びにその後の保管管理としまして、
0:10:10	運搬時の追加的な汚染を防止することはピックアップを放射能濃度の測定評価時の追加的な汚染の防止、あと異物の混入防止で最後に基準を満たさないものを取り扱いについて、第 3 項のほうで定めることとしてございます。
0:10:32	資料 10 ページ目が、
0:10:36	資料 10 ページ目をご覧ください。20 ページ目がですね先ほど概要説明しました。今回の保安規定変更認可申請の詳細な記載させて変更内容を記載内容となっております。
0:10:56	以下、
0:10:57	続いて 11 ページ目をご覧ください。
0:11:02	表 11 ページ目が、

0:11:06	11 ページ目が、第 208 条記録に追加いたします。日 6 の一覧表となっておりますが、こちらはですね実用炉規則第 67 条のほうでくりえいと放射能濃度確認対象物の記録、
0:11:22	定められておりますのでその内容 5 台、保安規定の第 282、追加するという内容となっております。
0:11:33	続いて 12 ページ目以降につきましては参考資料といたしまして、第 I 段階の集計でございます。クリアランス認可申請の概要を内容となりますので、詳細な説明につきましては割愛させていただきたいというふうに割愛させていただきます。
0:11:54	聞いて。
0:11:56	続きまして、添付資料 2 のほうの説明に移らせていただきます。ページ数につきましては 25 ページ目からとなります。
0:12:06	添付資料 2 ページ。
0:12:08	ではですね、保安規定の審査基準の要求事項に対する／規定の変更内容の説明を記載しました。資料となっております。
0:12:22	具体的に該当するページといたしましては、資料館 19 ページ目をご覧ください。
0:12:29	39 ページのこの上の黄色い平均 6 ハッチングしている箇所が今回の放射光の確認対象物の取り扱いに関する保安規定上の審査基準や本規定の審査基準の要求事項となっております。
0:12:45	三方湖括弧 A8 番が当該の審査基準や審査基準の要求事項となっております。これらの内容につきましては、第 170 条の 3 として、今回新たに追加することとしてございます。
0:13:04	続いて 41 ページ目から 42 ページ目にかけてなんですけれども、こちらがですね第 280 本規程第 208 条の法理追加することとしてございました。記録について変更ありという形で整理させていただいてございます。
0:13:25	45 ページ目からはですね、実際にその左のほうのれる保安規定の審査基準の並べてまして右のほうの列で今回申請させていただきました保安規定の記載内容、
0:13:40	を整理させていただいてございます。
0:13:47	続いて 5 ポンプ資料の説明に移らせていただきます技術ますと 51 ページになります。
0:13:56	当 50 半分資料 3 はですね、クリアランス認可申請書のほうでいたしました。
0:14:04	内容の保安規定内容からと保安規定社内標準へ反映すべき事項を整理した評価を行ってございます。
0:14:15	後備へ
0:14:18	53 ページ目からが表となっております、
0:14:22	最初のほうがね
0:14:26	放射能濃度確認対象物の汚染状況等を決議をしている内容となっておりますので、これらの内容につきましては、PFISv 内容はないというふうに整理し

	てございます。実際に保安規定に反映する事項としまして定率たものは 59 ページからになります。
0:14:46	はい。
0:14:47	59 ページの 2 ポツ、評価に用いる放射性物質の種類を選定結果、こちらのほうからですね、保安規定に反映すべき事項がグリット反映すべき事項となつてございます。それぞれクリアー番左上にクリアランスの認可申請書の本文を書いています。
0:15:07	それらの内容から保安規定へ反映すべき事項を右から二つ目の列の方で記載させていただいております。
0:15:17	やっぱ続いて資料 65 ページ目からがですね、放射能濃度確認対象物の保管管理に関する内容となつてございます。
0:15:27	はい。
0:15:28	これらも、人クレアチニンか申請書のほうで記載しました内容はもれなく公園保安規定のほうへ反映していますと、いう内容の資料となつてございます。
0:15:41	最後になります、添付資料 4、資料 P よりますと 71 ページになりますけれども、こちらは状況分譲設置許可変更許可、設置変更許可申請書から保安規定の記載内容を整理した表となつてございます。
0:15:59	投票につきましては計 76 ページ目から高角でございまして、
0:16:06	76 ページ目のほうから設置許可に記載されているものがもう保安規定のほうにも反映されているという内容を表として整理してございます。
0:16:21	ちょっとすみません、600、
0:16:23	駆け足になりましたが、添付資料の説明としましては以上となります。
0:16:30	はい。
0:16:32	はい、ありがとうございます。今のが一通りの御説明ということですね。
0:16:40	開催電力の状況です。はい。一通りの説明となります。はい、ありがとうございます。
0:16:46	じゃあ確認させていただく。
0:16:51	と思いますが、規制庁のミキヤですけれども、まず今日の御説明資料通しページでお話いただいた 4 ページ目からちょっと確認をさせていただきます。
0:17:02	今回大飯の場合で申請をいただいておりますが、この燃料取替用水タンクというのはもうすでに 2005 年に解体撤去してあるんですけども、この 4 ページ目の
0:17:17	中で言うと、
0:17:20	買いたってというのはすでに申請前にも解体されている。
0:17:24	ことになるんですかね。
0:17:27	何が言いたいかというところの保安規定の申請範囲の中に基本解体っていうのはこの絵の中で入ってくるんで、もしくは
0:17:36	第二段階以降の後ろのところを買いたって入ってきておりますけれども、今回のケースで言うと、もうすでに解体は進んでいると。
0:17:43	ということなんですかね。
0:17:45	関西電力の状況です。その通りのご理解礼拝大丈夫で通期

0:17:51	それにあたって特段保安規定に規定すべき話として何か違いがあるかという と別にそんなことはなくて、
0:18:00	単に解体は第一段階のところの前で終わってはいるけれども、保安規定とし ては、
0:18:08	解体が含まれてようが含まれていまいが、
0:18:13	特段の違いはないと。
0:18:17	いうことでよろしいですかね。
0:18:19	会議のパッカー材電力の情報ですはいその通りでございます。
0:18:25	はい、変わりました。
0:18:30	それから5ページ目なんですけれども、
0:18:35	二つ目の■っていうか、矢羽でもいい
0:18:40	保管廃棄中という用語を使ってるんですけどもこれは言ってみれば、単なる保 管
0:18:46	している状態を保管廃棄中という用語を使っているんですが、
0:18:54	関西電力の状況でございます。燃料取替用水タンクにつきましては放射線入 っ固体廃棄物として、廃棄物庫に保管してございましてそういった意味も含め て保管廃棄中という表現をさせていただいたというところでございます。
0:19:13	規制庁のミキヤですけれども、通常まだ何か補完する。
0:19:18	廃棄物保管庫に保管する場合は保管廃棄とかそういう一般的な用語という理 解していいですかね。
0:19:26	関西電力の状況でございます。失礼しました一般的な用語としまして保管廃棄 との御理解で問題ございません。
0:19:34	大飯の交流、
0:19:39	あとはその下に、部位ごとに汚染の偏在がないって話があるんですけども、 これはクリアランスの認可において、その確認までされているものでしょうか。 ちょっとこれはわからないので教えて欲しいんですけども、
0:19:56	関西電力の状況でございます範囲の第一段階のクリアランス認可申請の時に ですね燃料取替用水タンクの部位ごとに母線の偏在がないということを確認 いただいたという確認済みでございます。
0:20:11	これはいろいろバラバラにもう解体しちゃって今容器の中で保管ということ でしたが、それごとに
0:20:23	何ていうんでしょうか。バラバラに
0:20:26	した部位ごとに実際の表明汚染を測定してどこも大体大きな
0:20:34	違いはないよねというのを確認済みでそれがクリアランスの認可の申請にもそ れし、
0:20:41	実際に示されてるってそういう理解でよろしいですか。
0:20:48	関西電力の状況でございます。はい。その通りの御理解で問題ございませ ん。
0:21:00	大飯報告ありました。
0:21:04	あと7ページ目なんですけれども、もう系統得て、
0:21:12	報酬点検建屋の左側に分別切断エリアとありまして、

0:21:18	保管容器から運搬容器に詰め替えているような絵があるんですけども、
0:21:25	これちょっと今御説明中にありましたこの話って、
0:21:33	要はこれは建屋間、
0:21:35	移動するわけではないんですよ。
0:21:43	関西電力の状況でございます。すいませんちょっと説明向け落ちてまして申し訳ございませんでした。五感この分別決断エリアのほうでですね、保管容器から別途御運搬容器に詰めかえるという作業は発生します。
0:22:05	はい。規制庁のミキヤですけどもそれで運搬容器というのが多分いろいろあってこのようにして、
0:22:11	肌色のものだったり緑のものだったりっていう絵が示されていることということなんですか。
0:22:21	それともセンター監査が 5000 理由によって何かこの 2 種類の要求を使い分けるとか、
0:22:28	関西電力の感じですけども、若干ちょっと補足させていただきます。頼むへ分別がエリアのところにと滞教育長発行こなしてメイコーから御本社内濃度測定いたしますので、
0:22:47	サンプリング測定という形で一部を測定データのほうもできない分析いたします。という意味で向きはあまり大きくない小さいものになってございます。卒業後なかならういろんな人測定引き抜か戻すと。
0:23:04	もうそちらの後ですね前状態のものを一般大きい顧客のほうはですね、補修点検とびあにグリーンなはずという形で分布図番が
0:23:20	独禁法肉厚測定エリアありまして、建屋のM2部2コマを運搬故郷も9ると緑のですね、こちらのほうを用いて発行と、そういう病院フローになってございます。以上でよろしいでしょうか。
0:23:38	はい、規制庁のミキヤです。まず1点目として、
0:23:43	この分別節電エリアで1回保管容器からもうから出してネットマ放射能測定エリアに持って測定をするものとそれから測定をしないものについてはそのまま物品持ち出し測定町エリアに持って行って、
0:24:00	持ち出す前の確認に移ると。そういう違いが、
0:24:07	ここで、
0:24:08	ただ色と緑色の容器だというのはわかりましたそういうことですよ。
0:24:19	これは建屋大建屋の中を移動させるときに用いるよう大きいとして肌色のほうの容器はあって、
0:24:30	で、緑色の容器については、
0:24:35	緑色の容器も同じですかね。
0:24:39	関西電力の状況でございます。もう緑色の容器と課題の肌色の領域が容器へどちらもですね、途中点検建屋内の運搬に供する容器となっております。
0:24:53	大きさの違いとかそういう違いがあるぐらいですか。
0:25:01	関西電力のジョウコです。その分理解の通りでして、この肌色の運搬容器等緑色の分配を今日は大きさが若干異なるということのもですね。肌色の運搬容器につけて収納いたします。ほう素濃度確認対象物は、



0:25:20	ぐらい 5000 近くに切断したAと 3 特定の資料を収納して運搬する容器となつて ございまして。でも一方でその緑色の運搬容器ときって、
0:25:36	工程の中へと 1m×50cmの切断権アークを等を収納する容器となつてござい ます。したがいましてこの肌色の容器等緑色の容器はあのサイズが異なる ということになります。以上です。
0:25:54	はい。
0:25:55	わかりました。
0:25:57	それでこういった建屋内まあこれはすでに補修点検建屋というのが存在してい って、こういう分別施設なエリアですとか測定エリアですとか測定町エリア ってのはもうすでに存在するエリア、
0:26:12	ということでよろしいですか例えば管理区域なんかの設定をされているかと思 いますけども、その今の現状と今後このこういったことをやるにあたって、管 理区域の設定を変更する必要があるとか、もしくはこういったエリアがまだない ので、今後も受けるとか、
0:26:29	何かそういった話はないでしょうか。現状はもうすでにあるという理解でよろ しいでしょうか。
0:26:38	関西電力のジョウコでつつ、現状の分離繋がりを放射能濃度との濃度測定エ リア物品持ち出し測定てりゃについては補修点検建屋内のほうに存在してご ざいかもうすでにありまして、
0:26:53	居っ補修点検建屋全体ですね管理区域へとうい区域として設定しているという 状況でございます。以上です。はい、わかりましたそこは図面かなんかで、
0:27:07	お示しいただくことって可能ですか。
0:27:18	関西電力のジョウコでちょっとイメージだけちょっとに、
0:27:23	教えていただきたいんですけども、家ピアノを例えば変わん一方本規程の一 般陸域部ある思うんですけれども、そちらのほうの漏えいと分別的なエリアは ここで高性能部測定ではここですといったような、あの場所を特定するよう な図面が
0:27:42	ご準備すればよいという理解でよかったですでしょうか。はい。規制庁とミキヤ です。添付の 4-23 ページ目。
0:27:52	ですかね、に建家の全体図でB区域に設定しているっていうところまではわか るのかなと思いますのでこれにちょっと何かいろいろと中に多分四角が書かれ ていて多分エリア分けされてんじゃないかと思うんですがこれで引き出し線か 何か引いていただいて、これが具体的には、
0:28:10	何とかエリアってして教えていただければそれで結構かなと思うんですが、い かがでしょう。
0:28:21	はい。
0:28:22	関西電力の状況でございます。当期いたしました。岩級のIPの通りエリアをち よっと実施させていただきたいというふうに思います。
0:28:35	はい、ありがとうございます。
0:28:37	それともう 1 点 7 ページ目でゲルマニウム発行分析装置ってあるんですが、こ れも保安規定にすでに

0:28:45	書かれているような分析装置ですか。
0:28:52	関西電力の情報でずっとビル間にも旗振りポーチはもうすでに保安規定にして書かれていますし、
0:29:02	掃気となっている業務手数料放射能測定装置として定めている内容で定めてございます。すいません。ちょっと確認できなかった資料を
0:29:19	名称が違うってことですね、保安規定に書いてあるから、ちょっと今盆地に行きたいというちょっと私も分でしょ。少々お待ちいただけますか。
0:29:51	政治をまた話は関西電力のジョウコでございます。猫大きい大飯地方の保安規定の第 187 条のほうで、ここ肥料放射能測定有効値というものがございましてええと。
0:30:06	こちらがゲルマニウム波高分析装置となります。
0:30:14	ちょっと待ってください。
0:30:17	そこで、
0:30:24	はい。
0:30:30	そこは第 1 編の方でしたっけ。
0:30:33	関西電力の両方で来年ですね変ですよ。
0:30:39	187 条になりますけれども、
0:30:45	わかりました。ちょっと後で確認しすはい名称がそれで五つ示しているのはその下の絵と資料分析装置という名称で、それはゲルマニウム半導体も含む半導体じゃないや。
0:30:58	ゲルマニウムの今回のこの分析装置も含む一般名称を規定しているということですかね。
0:31:07	関西電力のところで、一般に消防ポンプ系の方で決定しているということでございます。一対一ではないということですね。
0:31:16	はい、板井ではございません。わかりました。
0:31:25	そうします。
0:31:29	うん。
0:31:30	偽造として確保しております。
0:31:34	フジカワさんから。
0:31:38	。
0:31:45	規制庁の藤川です。
0:31:48	ちょっと確認させていただきたいんですけど。
0:31:53	今回のそのタンクについてはすでにな解体と除染も進んでいるってことなんですけど、この除染
0:32:01	についても、今回の保安規定のほうに定めないっていう理解でいいですかね。
0:32:10	関西電力の状況でございます。女性の方は今回の保安規定のほうでは定めません。今回の取替用水タンクにつきましてはすべてええとほぼ条線済みの
0:32:25	東西となりますのでここは本規程のほうでちょっと除染という経営ことは規定しないという内容となっております。
0:32:33	そう。

0:32:37	わかりましたありがとうございます手帳のちょっと規制庁のトガサキですけど、ちょっと今の点について、
0:32:45	9ページとかその10ページのところで、関係を
0:32:50	確認したいんですけど、先ほどのお話ですと、解体と解体とか分別とか、あと除染とかっていうのは、今回の保安規定の対象外っていうお話だったんですけど。
0:33:06	9ページとかで提示を見ると、9ページの右の
0:33:13	はい、170条の3第2項の発行位置とかですね、あとその下の第3項も
0:33:24	本日も
0:33:27	この
0:33:28	今は次のページにすみません10ページの3ポツの(4)。
0:33:35	除染等を行っても書いてあるんですけど。
0:33:38	この規定も今回追加するのではないですか。
0:33:49	発展の拠点と関西電力の動向でございますねとかを10ページ目もこの第3項の(4)についてはですね、本社も濃度の測定の結果ですね
0:34:04	クリアランスの基準を満たさない場合の取り扱いにおいてですね必要に応じて除染等を行うということを規定するという内容になってございまして、当社の過去の対象物条例それからもうちの助成すると。
0:34:20	原案のままでは規定違いとか何か特段企業満たさない場合の規定を(4)でございましてその中で、その中のポイントといたしましては除染等を行うということまで規定していくというたようになってございます。
0:34:39	日はトガサキですけど、ちょっと
0:34:43	確認なんですけどそのクリアランスの未認可と今回の保安規定の関係なんですけど、クリアランスの認可では、その具体的なその測定の方法とか、サンプリングの方法とか、
0:35:00	次に書いてあると思うんですけど、白尾
0:35:06	それから、その保安規定に基づいて、その連立とか測定とかも含めてやるっていう、
0:35:16	そういう関係になってるのではないんですか。
0:35:21	だからそのクリアランスの認可をされた方法及び広報を実際に保安規定に基づいて実施するっていう関係になってるのではないんですか。
0:35:36	関西電力のジョウコですはい。そのような整理をさせていただきます。そうすると、だから、やり方自体はクリアランスの認可でBとそれが出てますけど、技術実施については、
0:35:52	7ページの個別事業ごとに書いてある
0:35:58	作業ですね、全部このポンプでカバーして分別とかサンプリングとか、
0:36:05	場合によっては測定によってはその女性申したいと思うんですが、こちらのことも範囲入ってるっていう理解だと思ってたんですけど。
0:36:17	そうそういう関係でよろしいですか。電力の情報です。はい。そのような関係となつてございます。ただ、そうすると。だから実際、

0:36:29	これから率に吸込解体とかっていうのはもうすでにもう終わってるんですけど。
0:36:40	関西電力のジョウコですはい解体燃料取替用水タンクの解体自体は終わってございます。
0:36:47	解体が終わってて、7ページの左のほうに写真がありますけど、解体されたものは、この容器の中に核月における規定でそこから人月とかそのサンプリングとか、
0:37:04	これからの認可後にやるっていう理解でよろしいですか。
0:37:09	関西電力のジョウコへと分立とか、またサンプリングにつきましてはこれ、今後、また実施していくという内容になりますとですね定数をするというのを測定した結果、
0:37:25	その基準を満たさなかった場合は、助勢とか2人とか、もう1回再測定をするとか、そういうこともあり得るわけですよ。
0:37:39	関西電力のジョウコでの基準を満たさなかったものにつきましては、除染をしたりですとか再測定を行うということはあるあるというふうにございますんで、解体が終わっているだけで後のアの作業クリアランスと。
0:37:56	作業はこの保安規定に基づいてやるっていう、そういう理解でよろしいですか。
0:38:04	関西電力の状況でございます。その通りの御理解で問題ございません。
0:38:10	どっかありましたフジカワさせて今の女性の関係はそういう回答で、
0:38:17	理解。
0:38:19	きましたか。
0:38:21	はい。自分は大丈夫です。ありがとうございます。
0:38:25	ちょうど併せてちょっと確認したいんですけど、
0:38:31	9ページの
0:38:33	これはもう真ん中のフローのほうも、一番真ん中に
0:38:38	測定単位の評価値も評価っていうのではコバルト60のDバー式が33分の1位、以上ですかってにより開拓があるんですけど。
0:38:53	次の
0:38:56	同和クリアランス以下で認可されたやり方で、それをもうBBのポンチ絵に書くっていう形だと思うんですけど、10ページを見ると11ページの
0:39:13	3ポツも、
0:39:16	かっこうにとか(3)とかでここでやはりいつかその(2)の
0:39:23	61条の2第2項に基づき、認可を受けた測定というのが、
0:39:30	10ページ、9ページの先ほどのコバルト60の
0:39:36	判定というふうにございますか。
0:39:40	関西電力の状況です。はい。この通りの御理解で問題ございません。
0:39:46	こちら合わせて10ページの添3ポツの(3)さんのほうなんですけど。
0:39:53	これが貴族の放射能濃度基準を満たす場合わっていうのはあるんですけど。
0:40:01	今後、これと先ほどの
0:40:05	コバルト60の

0:40:07	LIBORシートの関係というのはどう、どうなってるんですか。
0:40:23	機器、
0:40:27	今回関西電力の状況でございます。まず放射能濃度確認通告の方法でまずクリアランスコバルト 60 のクリアランスレベルが規定されておまして、規制等をこの壁のIPO審査基準のほうで、
0:40:45	この 30 万分の 1 というものが一つの判断検討してございます。今回そのコバルト 60 のbar森林のが 33 分の 1 というのはですね、第 I 段階の申請の申請書のほうで暮らす認可申請書のほうにも記載させていただいて、
0:41:05	審査いただいているという状況となつてございましてなぜこの 33 分の 1 というのが、この地形規則のほうで定められている内容となつてございます。
0:41:18	基準、
0:41:21	(2)で 33 分の 1 以下であることを確認する。いえ。
0:41:28	(3)地域には、これは、
0:41:34	これが割と規則の／の基準はだったのかっこ 2 を満足すれば確保さも満足するということですか。
0:41:44	関西電力の状況でございますはい、括弧 2 を満足してる(3)も満足するということになります。
0:41:53	これ大体 2020 で抱えてるんですよ。
0:42:00	例えばこれ見ると
0:42:05	もう
0:42:07	格好
0:42:09	右のほうが低いわけですよ。かっこう山王が日本としては高いと思うんですけど、PHITS関西全力の紙ですけれども、ちょっと補足させていただきますけど、3 ポツ(2)といいますのは、
0:42:25	後者の行動の測定評価を行う公募というところで書いてございます。その(4)で基準値を満足したものの取り扱う括弧 300 変えてございますんで、(4)につきましては、その基準値を満足しない場合も、
0:42:45	機械について書かせていただいているという整理になってございます。
0:42:50	おわかりに貯槽すると、括弧のサポートの(3)というのは、
0:42:58	この規則の濃度だけじゃなくて、
0:43:02	クリアランスの認可を受けたその基準値それも満足しないといけないということですか。
0:43:12	関西電力のカミイチです。磯子通りでございますが 33 分の 1 を満足するところは、今回 6 日から基準になってございますので、そちらのほうが基準となつてございます。
0:43:28	ちょっとですねそのところが、ちょっとクリア年数に認可を受けた基準とあとの保安規定に基づいて確認する側の基準というのがどういうふうの一つリンクされているのかなつていうのはわからなかったんで。
0:43:45	3 ポツの(2)(3)で、
0:43:49	リンクがつくのかなと思ったんですけど、そこが格好には先ほどの説明だったの方法だけで、基準については(3)ということだったので、ちょっとそこから明

	確じゃないと思うんですねあの北海(3)の書きぶりだと規則を満足すればいいということになってしまうので、
0:44:09	ちょっとそこはちょっと明確にしてもらおう必要があるんじゃないかと思いました。
0:44:26	関西電力のジョウコでございます。すいませんあの分析の方ありがとうございました目の(2)と(3)のほうでちょっと基準明確にすると記載内容について検討させていただきたいと思います。
0:44:40	ありがとうございます。
0:44:42	きちっと
0:44:43	ちょっと、
0:44:45	あとすみません念のためにこういう
0:44:49	下運行MEいろいろ書いてありますけど、例えば参考の17ページですね、97ページにサンプリングの測定、
0:45:00	について書いてあって、その右下のほうに測定単位の
0:45:05	右側に書いてあるんですけど、こういうのは、クリアランス以下で基盤決まってる、
0:45:11	この方向というのは先ほどのす。
0:45:15	170条の3の3ポツの(2)で、それで読むっていうふうに考えてよろしいですか。
0:45:24	関西電力の状況でございます。はい。その通りでございます。測定単位であるとか、このサンプリング測定の考え方にしましてはPIRT認可申請の方で記載でございます。審査をいただきまいたという状況でございます。
0:45:40	それに基づいて放射能濃度の測定を行うということになります。以上です。
0:45:48	はい、わかりました。
0:46:06	すみません、規制庁のミキヤです。今のちょっと会話でわからなかったんですけども、
0:46:14	10ページ目通し通しの10ページ目の今回の申請の内容をここに書いていただいている3ポツの(2)、(3)なんですけれども、
0:46:25	今のやりとりを受けて何か補正かなんかでこれを変えられるイメージでしょうか。
0:46:35	関西電力の状況でございます。補正進展も含めてですねちょっと機械の明確化についてちょっと検討のほうさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:46:48	わかりましたけどどうウェットこれあくまでも(2)番では、放射性濃度の測定と評価をやりますよという話で、(3)のほうでは、それが具体的に基準値を満足している。
0:47:02	ていうことの話で、(4)だと満足しない場合は、
0:47:07	っていうことだと思うんですけども、どんなふうに変えるイメージなんでしょうか。
0:47:21	この関西電力のカミイチですけれども、前現在3時の(3)番、基礎に定める基準ということで、クリアランスレベル一時壁があればオツケーKL判断基準になってもらうと。

0:47:39	今御指摘いただいた認可申請の中ではそれにサービスの3分の1以下であることを確認するということが存在してございますので、日経新聞に基づく基準とか、ちょっと表現も検討させていただきますけれども、
0:47:58	いやいや、認可申請にひもづく基準という形で何か記載できればと考えてございます。うん。
0:48:08	はい規制庁のミキヤです今はこの放射能濃度の基準を満たす場合にはっていう書きぶりなんですけど、
0:48:18	ここがクリアランスの認可に
0:48:21	出てくる基準。
0:48:24	の
0:48:25	要は冊数先を
0:48:28	変えるってことですか。
0:48:33	ちょっと、
0:48:34	関西電力の状況でございます。そういうシムズ先っていうんですかねそういったところをちょっと明確さ筒先を取る明確にすることも含めて、科医内容について検討させていただきたいと思っております。
0:48:57	はい、わかりました。
0:49:07	規制庁フジカワです続けて確認させてください。173 第3ピットへ登記ページの173の第3項で、異物の混入防止の話があって、
0:49:22	てちなみになんですけど混入した場合の対策が対応とかっていうのをここに書かなくていいっていう理解でいいでしょうか。
0:49:39	関西電力のジョウコでございます。まずその異物の混入についてはですねそこへといると、水の購入を防止するような措置を行いますので、まずその購入した場合の対応というのは今回のホーム規定のほうで、
0:49:59	定める必要はないのかなというふうに考えてございます。
0:50:06	。
0:50:08	規制庁フジカワです承知しました。ちなみに等通しの66ページのところで、
0:50:14	多分クリアランスの申請のところから、そこで混入した場合、
0:50:22	が
0:50:24	その状況確認できるように測定前後に特定対象物の写真を撮影するってあるんですけどこれは懇規定じゃなくてその下、さらに下の下部規定とかには、各っていうイメージですかね。
0:50:40	関西電力の動向でございます。下部規定のほうにはですねこの購入した場合の写真撮影するといったような内容を下部規定のほうで定めたいということは定めることを今考えてございます。
0:50:57	はい、承知しました。ありがとうございます。
0:51:14	はい。
0:51:31	規制庁の宮島です。1点ちょっと確認させていただき、いただきたいんですけども、先ほどの質問と関連して今のが170条の3の系統に

0:51:44	方法で2ポツの(2)の異物管理の話なんですけれども、その下、(3)のところの保管状況を1ヶ月に1回確認しますというところなんですけれども、これは例えば保管銀行に
0:52:01	何か異常がないかどうか、雨漏りやしてないかどうかとか、異物の混入の恐れのあるような穴があいていないかどうか。
0:52:10	とか、あとはちょっと測ってるかどうかちょっとわからないんですけども空間のモニター、エリアモニタを見る見えますとかそれを記録につけてしっかりちゃんとした保管をしますよということを確認しますという
0:52:25	話なんでしょうかちょっとこれ教えてください。
0:52:33	関西電力の状況でございますけれどもまずですね保管廃棄物項のa2の名簿管理状況の確認についてはリッター海については、第2項でアイテルということではなくてですね。
0:52:49	廃棄物の保管状況については第170条の2の放射性廃棄物の管理等に記載してございます。内容で管理することとしてございます。2ポツの放射能濃度確認対象物の保管状況一律1回確認する。
0:53:08	こういった内容についてはですね、具体的な場所と言いますとちょっと補充点検建屋内のすみません、7ページ目率、7ページ目の系統分別切断帯や、こちらのエリア、
0:53:24	こちら場所も保管状況を1ヶ月に1回確認するというのを今回この第2項の(3)のほうで記載させていただいてございます。
0:53:36	等分別のアイディアの保管状況を確認することは保安規定例え等を記載した考え方としてはですね。
0:53:47	まずこの分別鉄がエリアというのはですね補正クリアランスするツカベクリアランス物以外のものを分別したりですとか、あとはこの切断を行うエリアとなってます。
0:54:01	オブ通令和変動が生じる可能性があるというところと、あとは異物混入であるとかも追加的な汚染が発生する可能性がある作業を実施するエリアとなっておりますので、
0:54:16	こちらのエリアについて分別切断作業を適切に実施するためにですね、保管状況の確認を1ヶ月に1回確認するというのを日本第2項の(3)項のほうで規定させていただいたという内容となっております。
0:54:33	関西電力の川口ですけども、少し補足させていただきますと、先ほどおっしゃられた通りですね、この容器の外観とか、劣化状況またより前あかんとか、それ上級つき点検する、そのようなことを考え、
0:54:52	運用としてどうすると当面考えてございます。以上です。
0:55:00	はい、ありがとうございました。御説明を受けてと分別だったり切断てる作業のプロセス包括的に監視することと、あとはその他の容器出したりっていうのは、すべて一元的に見るのかなという理解をしました。はい、ありがとうございました。
0:55:26	すいません規制庁ツカベですけど、クレハその認可の中身ちょっと見ていないので、



0:55:32	もう認可されてる内容のことをお聞きするかもしれないんですけど、今回申請くれアースの認可では
0:55:41	場所、実際の測定エリアとか保管エリアとか、
0:55:45	確認のための
0:55:48	保管エリアとかも含めて、申請されていてって審査され、
0:55:53	ているという理解でよろしいですか。
0:55:57	関西電力の状況でございます。はい。クリップをその通りの御理解で問題ございませんでしてクリアランスの認可申請の中で、各エリアについても、審査いただいているというところでございます。
0:56:10	はい、わかりましたので。
0:56:12	もう一つ、補修点検建屋っていうところを使われるということなんですが、このエリアを使おうともとも何のための施設ですかということと、あとここを使われようと思った。
0:56:28	理由ですね、逆にバスの計画区域でやるという手もあると思うんですけど、ここを使われるということはどういう考えでしょうか。
0:56:45	うん。
0:56:46	関西電力のジョウコでございます。まずですね補給点検建屋はこんな建屋なのかというところなんですけど、けども、実際に
0:56:59	またミキヤ献金点検と大型機器の点検、介護保険とかをですね等を行うというふうなそういう保補修を行う建屋となっております。今回のクリアす処理をですね。保修建屋立地しようとした考え方として、
0:57:19	では、やっぱ補修点検ピアノスペースが結構確保できるというような建屋になってございまして、今回クリアランス処理をするにあたって、比較的大きなスペースが必要だったというところもございまして今回補修点検建屋をクリアランス処理の作業エリアと
0:57:39	そして、とりあえず変形したという考え方でございます。以上です。
0:57:44	はい、規制庁ツカベですわかりましたって。
0:57:48	等通しの7ページ目というか、Pointで4ページ目のところで、こちらはフランスの認可でもこれで御説明している19ページ目にもあるので、同じものだと思うんですがこの中でそのB区域に
0:58:03	その米印をつけて追加的な汚染がない区域という
0:58:09	物を作られているんですけど、これ。
0:58:12	その保安規定上の扱ってというのはどう考えでしょうか。
0:58:36	どんあ、関西電力の状況でございます。もB区域分別ないやっぱりこれBPV切りありながらも追加的な汚染がないよう管理するエリアと、いうふうにしてございしますが、例を
0:58:52	管理区域としてはですねこちらのB区域と設定のままとしてございまして、設計BPOままこうゆうふうにご考えてございまして今回その保安規定上の管理区域区分の変更は心配事としてございます。

0:59:09	はい、規制庁ツカベですって、そこはそのクリアランス民家でどこまで見れるかっていう話テーマ設あと保安規定でどこまで担保すべきかという話だとは思いますが御説明はわかりました。
0:59:25	はい。
0:59:28	はい、とあと同じくパワーポイントの4ページ目で先ほどもちょっと議論あったんですけど。
0:59:34	この分別切断エリアでかけられてここに書かれてるものを
0:59:42	その5000近くのを5000近くにすべてを含んだ
0:59:48	切断するのかそれとも設測定
0:59:52	の資料だけは5cmでほかのものは、
0:59:57	当初持ってきた大きさ
1:00:00	くらいだという認識でいいですかそれとも全部5000近くでしょうか。
1:00:06	関西電力のジョウコでございます。ページのまず5点近くに接岸するのは測定を本社もモード低温の資料のみでございまして、それ以外の資料については、45。
1:00:23	これになる。先ほど解体したものとしては1m×50cmというふうに説明させていただきましたけども、そちらの法律の4分割にして統合仮置きに封入するという。
1:00:39	フローとなってきたフローになります。以上です。
1:00:44	はい、わかりましたので、もう一つその同じところで放射能の測定をして、その性状管理した後にまた表明を提案するため、家計てしまうんですけど。
1:00:59	ここはクリアランスの認可のところでも議論があったのかもしれませんがそのクロスコンタミする。
1:01:07	リスクを取ってしまうことになっちゃうんですけど。
1:01:10	そこは、
1:01:12	何かフランス認可側で議論っていうのはされてるんでしょうか。
1:01:27	違う。採泥電力の状況でございます。先ほどのご質問物品家計持ち出し測定町エリアを所でも運搬容器をあけて物品持ち出しを測定する際にクロスコンタミが発生するのではないかと。
1:01:42	質問だと理解いたしました。物品持ち出し測定用いエリアですね追加的な汚染がないよう管理するエリアと、いうふうに管理プールエリアとしてございますので、こういったようなクロスコンタミですか、これは発生しないというふうに考えてございます。
1:02:03	はい。そういうかニュースしようというのは、はい、わかりましたけど、あけてしまうことに関してはそのクリアランスの認可側でも、
1:02:11	特段の何か指摘があるってあったとかそういうことではないということよろしいですか。
1:02:17	関西電力の状況でございます。はい分配大きいを開くことに対して否定と第一段階の申請で僕らん中そういった指摘っていうのはなかったと。
1:02:27	いうところでございます。関西電力のカミイチれるけれども、ちょっと報告させていただきます。今回分別よりやや均圧測定なきエリアてますが、

1:02:42	グリーンが入るという形です。要員中点追加的な汚染っていうものがこの部屋の見返りさせ管理するということを御説明してご理解いただいているということは、
1:02:59	ちょっと補足させていただきます。以上です。
1:03:05	はい、わかりました。
1:03:07	あと保安規定のほうの規定ぶりについてお伺いしたいんですけど、今回、この申請にあたって参考に、
1:03:16	クリアランスについての条文の規定ぶりについてです。何かほかのサイト等のものを参考にされたんでしょうか。
1:03:26	関西電力の情報でございます。潜航吊荷川をいただける電力としまして中部電力浜岡発電所のファンモデルがございます。どうその生徒浜岡も本件の内容をちょっと参考に
1:03:44	今回の保安規定の弊社の保安規定の変更認可申請を立てていただきました。
1:03:51	はいも変わりました。
1:03:57	当先ちょっと条文のほうへ行くと、先ほどの
1:04:02	ちょっと保管状況の確認っていうのは今、日工側だけにあって、
1:04:07	サンコー側では特段
1:04:10	定期的な確認っていうのは、
1:04:13	規定されていないんですが、
1:04:16	そこは何かお考えがあってそういう規定ぶりになってるんでしょうか。
1:04:22	関西電力のジョウコでございます。江藤。
1:04:26	御社の濃度の測定評価棒の保管管理についてはですね、最終的にその廃棄物項のほうに統合運搬して保管管理することとしてございます。したがってあれば廃棄物構内A廃棄物庫の保管管理に関する内容でございますので、
1:04:44	ほぼ現状の保安警備ますと第 170 条の 2 へ放射性固体廃棄物の管理の管理方法に基づきまして、
1:04:54	保管状況の確認等を行っていきたい、いくこととしてございます。
1:05:00	はい。そういう意味でのその測定が終わって評価を割ったものが、
1:05:05	放射性廃棄物という
1:05:09	扱いになるのかということだと思うんですけど、それも含めて、
1:05:15	等廃棄物高側で管理するというのは、現状の規定でもよく読めると考えていることですね。
1:05:23	関西電力のジョウコでございます。ご理解の通りでして現状の本規程の記載例等読めるというふうに考えてございます。以上です。
1:05:38	はい、わかりました。あとすみませんちょっとまたこれも先ほどの議論の
1:05:43	同じ話になるんですけど。
1:05:48	前通しのページの 14 ページ目 15 ページ目でその放射能濃度について書かれていて、これ単純な確認ですけど一応汚染としては表面、
1:06:01	汚染であると。
1:06:03	ここの

1:06:04	15 ページ目書かれているパーグラムっていうのは、厚さ分が加わるので
1:06:10	／gになりますという理解でよろしいですか。
1:06:17	今回電力の状況でございます。はい。その通りでございます。
1:06:22	はい、わかりましたと 14 ページ目で女性の話がその最後のポツで書いてあるんですが、
1:06:29	この除染っていうのは今回は先ほどもちょっと議論あったんですけど、今回も切断されてる状態ガス除染されている状態。
1:06:40	でもってくと。
1:06:42	ちょっとここの最後の読み方がいまいちわからなかったの、
1:06:46	説明いただければと思います。
1:06:53	必ず電力のカミイチですけれども、来細かい部分の燃料取替用水タンクといいますと、最後に解体してございます。その線ですね、上昇して、今後等放管容器人間系廃棄物組
1:07:13	ここでございますので、そのほかしたもので保存状況がより企業であったりという個別、こういう図面をクリアランスの認可申請の中身を審査いただいたと、そういう内容でございます。
1:07:33	はい。御説明はわかりましたと、あと間単純な質問で最後ですけど、ただ、本規定の規定ぶりで、
1:07:44	これは主語が放射線管理課長になって、
1:07:47	いると思うんですけど、これはシヨクブン
1:07:52	工場の運転ので五条っていうところの
1:07:55	放射線管理課長の用務FAXを変える必要はないということでよろしいですね。
1:08:03	関西電力の状況でございます。はい。放射線管理課長の業務としては変更する必要はないというふうに考えてございます。以上です。
1:08:12	はい、わかりました。ありがとうございます。以上です。
1:08:18	すみませんとトガサキですけど、規制庁のトガサキですけど、今のその 14 ページの所除染のところなんですけど、この条線っていうのは 0.1Bq/g 以下である。
1:08:34	もうようになるとなるように調整を行ったっていうことで、
1:08:41	その 15 ページのほうは、場所調整を行ったものも今回
1:08:49	測定をして、
1:08:55	まず $1.15 \times 10$ のマイナス 3 乗 Bq/g 以下であることを確認するっていう理解でよろしいですか。
1:09:10	関西電力のカミイチですけれども、金が計上というところにつきましては除染のときも目標として出してございますので、そこが山条件状況の確認結果というところで、ページなの。
1:09:30	時細かい三条の汚染状況の結果だったと、これは中で確認いただいておりますので、今回とりあえずも親がそっ測定評価の今回新たに発電所で運用するところは、

1:09:49	こちらのほう再度確認爆ていただくというような形でクリアランスレベル 33 分の 1 以下であることを確認させていただくというのが今回もやはり増え方の目線進学なんてございます。
1:10:07	以上です。やっぱわかりましたので、15 ページの今後のあれですねして内有毒 23 資料っていうのは、これはだから解体されたもので一部だけっていうことですよ。
1:10:25	関西電力の状況でございます。はい。15 ページに書いてございますのは、燃料取替用水タンクから一部こうなっておりますとねと 15 ページに記載してるこの資料は
1:10:39	測定値た資料のうち最も放射能濃度が高かった資料のみ、この 15 ページに記載してございます。系統トータル理念なんです、25. 分析でございまして、25 件のうち一番高かった資料がこの人 U-6
1:10:59	iPhone23 という資料になります。
1:11:04	わかりましたそれはそれで済むのちょっとまた戻ってしまうんですけど、170 条の差の 3 ポツの(4)というのは、多分そういうことはないと思うんですけど、
1:11:20	実際にサンプリングサンプルを測定した結果、この基準を満たさないものが出てきたら、下が冗長性をして、また測定をするっていう、そういう理解でよろしいですか。
1:11:36	はい、関西電力のジョウコでございます。はい。その通りの御理解で問題ございません。以上です。はい、わかりました。
1:11:50	すいません、ちょっと規制庁のミキヤですけど、私からもすいません追加で確認させていただきたいんですけど。
1:11:57	条文のところを今回の申請された条文のところの質問で各課長阿部サイレント放射線管理課長の話がありましたけれども、
1:12:07	すいません。どっかラガー放射線管理課長に
1:12:14	責任がいかってのを確認させていただきたいんですけど、170 条の 2 でもともと、
1:12:23	固体廃棄物の管理の規定があるかと思うんですけど、この段階では、この放射性固体廃棄物の管理というのは、放射線管理課長だけじゃなくて、かくかく各課室長か。
1:12:39	形で、
1:12:41	定義されてるかと思うんですけど、これが、
1:12:46	クリアランスの管理に移る時点でそれはもうすべからく管理課長ですと、そういう中で負けがあるんですかね。
1:12:55	業務上の
1:13:00	関西電力の条項でございます。第 170 条の 2 につきましてはおっしゃる通り各課室長という処分があってもございますけれども、第 170 条の 2 の第 3 項の(1)。

1:13:16	こちらがですね、方針半期分つこうが放射性固体廃棄物の管理を規定してございます。条文となつてございまして、この(1)補正と廃棄物の保管管理の方から放射線管理課長は、
1:13:33	入れ替わりするという内容を第170条の2のほうで定めてございます。
1:13:41	はい、規制庁のミキヤでそういう意味では、この廃棄物行に目的で管理する段階からは管理課長ですということですね。
1:13:51	はい。失礼しました。関西電力の情報ですがその通りでございます。
1:13:57	わかりました。
1:14:02	なので、この確認対象物もすべきです。
1:14:06	わかりました。
1:14:07	あとちょっと一般的な質問になるんですけど今回燃料取替用水タンクの解体ということでこのクリアランスの申請をいただいでいて、今後クリアランスって、このほかにもいろいろ出てくるかと思うんですけども、
1:14:22	少なくとも運転号炉の34号からはクリアランスになるようなものは出てこない
1:14:28	ということですね。
1:14:33	関西電力の状況でございます。運転炉のほうからクリアランスブック食べてくる可能性はございます。その際にはですねまたクリアランス認可申請の第一段階の申請から始めさせていただいて、また保安規定の変更というのもちょっと適切に
1:14:51	変更をさせていただきたいなというふうにございました、考えてございますしたがいまして34号炉のほうからクリアランス物が出ないということではございません。
1:15:01	出る段階になったら第1編側にもこの規定を入れるってそういうことですね。
1:15:07	関西電力の状況でございます。その通りでございます。
1:15:11	それから廃止措置のになつてる第1号側から出てくるものも今後いろいろと
1:15:20	用水タンク以外にもあると思うんですけども、一応出てきた場合クリアランス申請当然されるかと思うんですが、この条文で、
1:15:30	読める場合については改めて第2編側のほう変更はリーダーない。
1:15:36	でしょうかね。
1:15:38	今回はちょっと燃料取替用水タンクってかなり説明上を限定されているかと思うんですけども、
1:15:45	関西電力のジョウコでございます。このクリアランスに係る申請の方で保安規定の変更が必要ないというふうに判断できる場合が6番っていうのはしないというかどうかどうしてもその絵と測定方法であるとか運用管理っていうのは、
1:16:03	物品ごとによって異なる場合もございますので、そういったと運用方法の変更箇所等も含めてですね変更が腸の場合は適切に対応させていただきたいというふうに考えてございます。
1:16:17	はい、わかりました。いずれにせよこの170条の3。
1:16:22	どっかそれから記録の208条。

1:16:25	に影響するか否かっていうところで進めて判断が決まってくるということでもいいですかね。
1:16:31	対関西電力の情報でございます。はい。弊社としても同じ認識でございます。はい、わかりました。
1:16:39	それから、もうちょっと先の話として、確認行為を次年度でっていう話がありましたけれども、この保安規定で定めるべきところというのは確認行為を見越した上で必要な規定を今回の変更の中に入れ込むということだと思うんですけども。
1:16:58	基本的には記録
1:17:01	ぐらいしかないですかね。
1:17:06	今後測定をされてクリアランスの測定をされて確認行為が出てくるかと思うんですがそのときに必要となる事項がすべからくこの保安規定の変更申請に盛り込まれている必要があるっていう観点からちょっと質問させていただいてるんですけども。
1:17:27	納品された関西電力の状況でございます。確認申請の際に今次形状利益も人Km食うぐらいかなと記録に関する内容が確認申請に紐づい提出必要になってくるというふうに考えてございます。
1:17:51	もう1個ありました。
1:17:59	ますか。
1:18:00	よろしいでしょうか。
1:18:01	そうです。
1:18:04	トガサキさんでよろしいでしょうかねこれ。はい、結構です。はい。
1:18:10	はい、以上で確認事項は確認したい事項は規制庁側からは以上ですが、関西電力さんの方から何かございますか。
1:18:23	ある火力原子力事業本部で確認事項特にございません。はい、わかりました。じゃあこれで面談を終了したいと思います。ありがとうございます。
1:18:35	ありがとうございます。ありがとうございます。等ございました。